様式例「就任承諾及び誓約書」新旧対照表（「特定非営利活動法人制度の手引き」113頁）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
|  |  |
| (法第10条関係「設立認証申請」)(法第23条関係「役員の変更等届出」)(法第34条第３項及び第４項関係｢合併認証申請｣)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　特定非営利活動法人○○○○　御中就　任　承　諾　及　び　誓　約　書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印　私は、特定非営利活動法人○○○○の○○（理事又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。備考　「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例第２条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。（備考）

|  |
| --- |
| 特定非営利活動促進法第20条の要件 |
| 次各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。 |
| １　成年被後見人又は被保佐人 |
| ２　破産者で復権を得ないもの |
| ３　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 |
| ４　以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者・　特定非営利活動促進法の規定に違反した場合・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合・　刑法第204条［傷害］、第206条［現場助勢］、第208条［暴行］、第208条の２［凶器準備集合及び結集］、第222条［脅迫］、第247条［背任］の罪を犯した場合・　暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 |
| ５　暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者 |
| ６　設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者 |

|  |
| --- |
| 特定非営利活動促進法第21条の要件 |
| 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。 |

（Ａ４） |
| 改正前 | 改正後 |
|  |  |
| (法第10条関係「設立認証申請」)(法第23条関係「役員の変更等届出」)(法第34条第３項及び第４項関係｢合併認証申請｣)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　特定非営利活動法人○○○○　御中就　任　承　諾　及　び　誓　約　書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印　私は、特定非営利活動法人○○○○の○○（理事又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。備考　「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例第２条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。（備考）

|  |
| --- |
| 特定非営利活動促進法第20条の要件 |
| 次各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。 |
| １　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 |
| ３　以下の理由で罰金の刑に課せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者・　特定非営利活動促進法の規定に違反した場合・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合・　刑法第204条［傷害］、第206条［現場助勢］、第208条［暴行］、第208条の２［凶器準備集合及び結集］、第222条［脅迫］、第247条［背任］の罪を犯した場合・　暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 |
| ４　暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者 |
| ５　設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者 |
| ６　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの |

|  |
| --- |
| 特定非営利活動促進法第21条の要件 |
| 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。 |

（Ａ４） |
| 備考　改正部分は、下線の部分である。 |